

報告第19号

専決処分について報告の件（その5）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年6月22日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

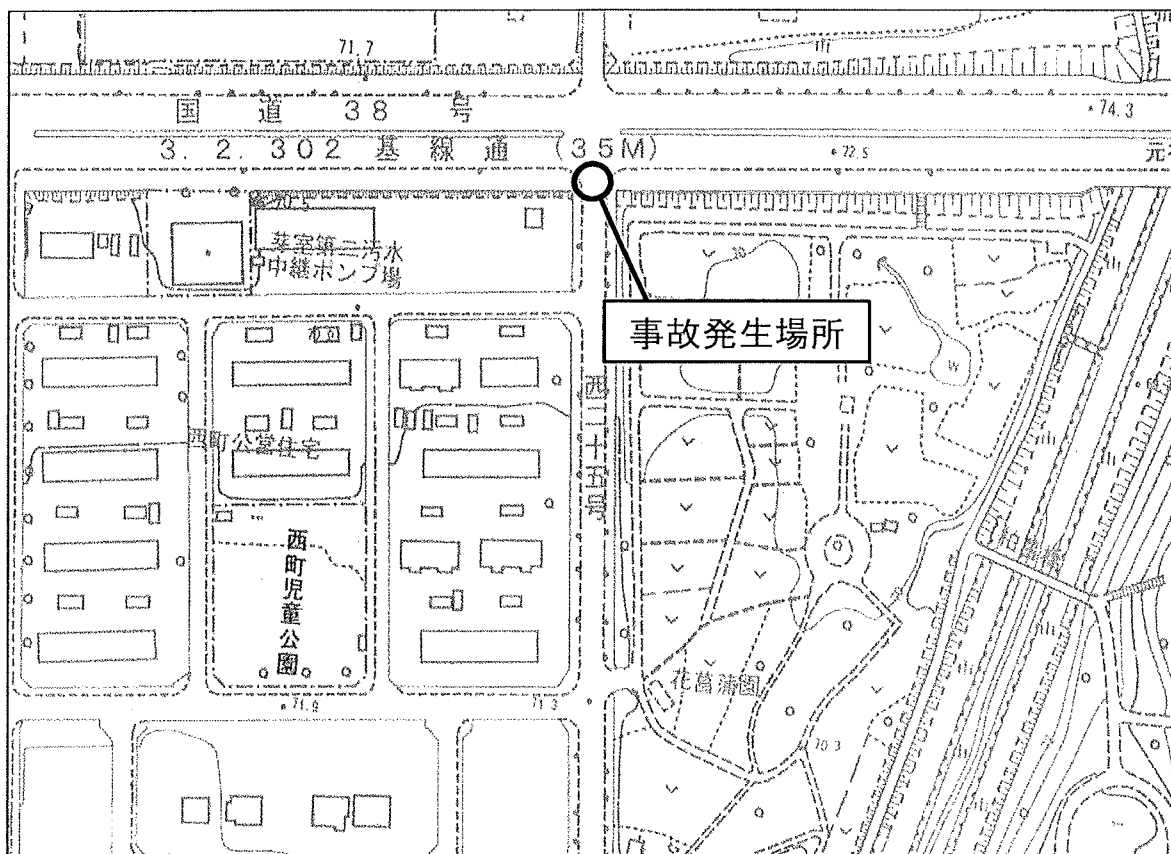
- 1 損害賠償の額 60,912円
- 2 損害賠償の相手方 帯広市西24条北2丁目5-98
株式会社エストランス
代表取締役 齋藤 幹弥

平成30年6月6日 専決処分

説 明

平成30年2月7日午後4時頃、国道38号を西進し、町道イリス・プラザ通との交差点を左折した際、一時停止していた車両に除雪車両前方プラウを接触させ、相手方車両のフロントバンパーを破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

至 清水町

至 帯広市

国道38号

